

夢のマイホームを 実現できる！

○ 残り10区画、福里団地お申し込み受付中



土地を所有せず、60年間利用する権利(定期所有権)を購入する、リースホールド方式の宅地「福里団地」のお申し込みを受け付けています。

※ 契約期間中経済的にゆとりができれば土地を買い取り、所有権に変更することも可能です。

お問い合わせ先

企画政策課

TEL 66-3113

自動販売機でのたばこ購入に ICカードが必要になります

未成年の喫煙防止のため、鳥取県では、平成20年5月から「成人識別たばこ自動販売機」が導入され、自動販売機でのたばこ購入に、専用のICカード「taspo(タスポ)」が必要になります。



平成20年2月から、「taspo」の申し込み受け付けを開始します。発行手数料、年会費は無料です。申込書はたばこ販売店などで入手できます。

お問い合わせ先

(社) 日本たばこ協会

<http://www.taspo.jp>

固定資産税評価審査委員が 決まりました



小早川徹栄さん

影山忠さん



田邊元史さん

11月16日、南部町固定資産評価審査委員が選任され、役場法勝寺庁舎で辞令交付が行われました。

委員は影山忠さん(絹屋)、かげやまただし小早川徹栄さん(高姫)、こはやかわたつよし田邊元史さん(上中谷)の3人で、任期は平成22年11月15日までの3年間です。

事業所は給与の源泉所得税の 納付期限を忘れずに！

■ 毎月納付の方／

平成19年12月支給分

納付期限 平成20年1月10日(木)

■ 納期特例の方／

平成19年7月～12月支給分

納付期限 平成20年1月10日(木)

■ 納期特例の方で延長申請をされている方／

平成19年7月～12月支給分

納付期限 平成20年1月21日(月)

※ 平成19年12月31日現在において源泉所得税の滞納がない方に限られます。

税額が発生しなくても、給与等の支払いがあれば納付書を作成のうえ税務署へ提出してください。

お問い合わせ先

米子税務署

TEL 32-4121

税務課から固定資産税に 関わるお知らせです

○ 家屋の取り壊しをされた方は
届出を

平成19年中に住宅や店舗、事務所、物置、車庫など、建物を取り壊したときは、税務課までご連絡ください。取り壊しの届出がない場合、確認ができないため、翌年度も課税されることとなりますので、家屋滅失届書を提出してください。

なお、法務局に取り壊しの登記(滅失登記)をされた場合は、役場に通知があり、確認できますので届出は不要です。

○ 新築・増築の家屋評価について

平成19年中に住宅や店舗、事務所、物置を新築または増築された場合、平成20年度から固定資産税が課税されます。家屋を取得された方は、税務課へご連絡ください。後日、家屋調査に伺います。なお、すでに家屋調査が済んでいる場合は不要です。また、法務局に新築または増築の登記をされた場合は、役場に通知があり、確認できますので連絡は不要です。

○ 固定資産を相続・売買等された
ときは、登記をお早めに

固定資産税は、その年の1月1日現在の所有者に課税されます。相続や売買等により所有権が移転したときは、所有権移転登記をしましょう。登記が遅れると、前所有者に課税されることになりかねません。登記はお早めにお願ひします。

お問い合わせ先

税務課

TEL 66-4802